

奥長第1060号
令和3年7月30日

介護保険サービス事業所管理者様

奥州市福祉部長寿社会課長

介護保険施設における事故報告についての一部改正について

このことについて、岩手県保健福祉部長寿社会課総括課長より別紙のとおり通知がありましたので、お知らせいたします。

今回の一部改正は、令和3年7月28日より適用されますので、今後は、下記に記載の事故報告書の様式により報告願います。

なお、本通知については、奥州市内に所在する介護保険サービス事業所管理者宛に通知していることを申し添えます。

記

1 事故報告書の様式

別紙【様式】事故報告書（事業者→奥州市）のとおり

2 報告を要する事故等

今回一部改正された平成19年1月24日付け長第711号「介護保険施設における事故報告について」の「1 報告を要する事故等」と「2 感染症に係る取扱い」において示している事故等とし、医療機関（施設内処置含む）での治療（診断・処置あり）は報告対象とします。

3 事故報告書の報告期限

(1) 第1報は、事故発生後速やかに、遅くとも5日以内を目安に、少なくとも別紙様式内の1から6の項目までについて可能な限り記載し提出すること。

死亡事故など重大な事故報告については、電話で第1報を連絡したうえで、事故報告書（第1報）を提出すること。

(2) その後、状況の変化等必要に応じて、追加の報告を行い、事故の原因分析や再発防止策等については、作成次第報告すること。

(3) 事故処理が済み、事態が終結した場合は、事故報告書（最終報告）により報告すること。第1報と最終報告が同時となる場合は、最終報告として報告すること。

4 事故報告書の報告（提出）先

奥州市福祉部長寿社会課

〒023-8501 奥州市水沢大手町一丁目1番地 奥州市役所内

電話：0197-34-2197（ダイヤルイン）

※ 今回の改正で事故報告書の提出は電子メールが望ましいとされていますが、事故報告書には多くの個人情報が含まれており、個人情報の取扱いについて慎重を期すため、現在はFAX、電子メールでの受付はしておりません。これまでと同様に、郵送又は持参により提出してください。

今後、提出方法など取り扱いの変更等を行った場合は、奥州市公式ウェブサイト（奥州市介護情報サイト）によりお知らせします。

5 その他

本通知、改正後の事故報告書の様式等は、奥州市公式ウェブサイト（奥州市介護情報サイト）に掲載しますので、ご活用ください。

【担当：介護給付係 高橋 TEL34-2197】